



埼玉県報

第374号
令和4年(2022年)
12月23日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県証紙条例を廃止する等の条例のあらまし（出納総務課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（地域政策課）
- 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（市町村課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 個人情報の保護に関する法律施行条例のあらまし（文書課）
- 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例のあらまし（政策調査課）
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（教職員課）

条例

- 埼玉県証紙条例を廃止する等の条例（出納総務課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（地域政策課）
- 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 個人情報の保護に関する法律施行条例（文書課）
- 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（政策調査課）
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

規則

- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）

管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 本庄北部土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 秦土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用用排水施設・暗渠排水事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例附則第5項の知事が定める建築物等を定める告示（建築安全課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告（水道管理課）

令和 4 年(2022 年)12 月 23 日

- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例（埼玉県条例第四十四号）（出納総務課）

一 趣旨

手数料等の納付におけるキャッシュレス化を推進するため、埼玉県証紙条例等を廃止するとともに、関係条例について所要の改正をするもの

二 内容

- (一) 埼玉県証紙条例の廃止
- (二) 埼玉県証紙特別会計条例の廃止
- (三) 埼玉県税条例の一部改正

三 施行期日

令和六年一月一日

ただし、二(一)及び二(三)の一部については公布の日、二(二)については令和十一年

四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（財政課）

一 趣旨

行政手続のオンライン化を推進するため、手数料の金額に郵便料金等を加算で
きることとともに、旅券法等の一部改正に伴い、一般旅券査証欄増補手
料の定めを廃止する等するための改正

二 内容

- (一) 行政手続のオンライン化の推進
 - 郵便料金その他の送付に要する費用を加算した額を手数料として徴収できる
規定の新設
 - (二) 手数料の廃止等
 - (例) 一般旅券査証欄増補手数料の廃止
 - (三) 規定の整備

三 施行期日

公布の日

ただし、(一)及び(三)の一部は令和五年三月二十七日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県

条例第四十六号）（地域政策課）

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、また、規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 处理する市町村が拡大する事務等（十事務）
- (二) 規定の整備

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、一部は公布の日など

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（市町村課）

一 趣旨

令和二年国勢調査の結果等に基づき、令和五年に行われる予定の一般選挙に向けて、埼玉県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正をしようとするもの。

二 内容

(一) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正

ア 「北第一区 秩父市 定数1人」及び「北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村 定数1人」を「北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村 定数2人」に改める。

イ 「北第三区」を「北第二区」に、「北第四区」を「北第三区」に、「北第五区」を「北第四区」に改める。

(二) 規定の整備

飛地特例が適用される選挙区がなくなることから、所要の規定の整備を行う。

三 施行期日及び適用区分

(一) 施行期日

公布の日

(二) 適用区分

改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、令和五年度以降の期末手当の支給割合は令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（人
事課）

一 趣旨

令和四年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告に基
づき、職員の給与を改定するための改正

二 内容

- (一) 給料表を主として若年層について引上げ
- (二) 勤勉手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の令和五年度以降の勤勉手当の支給割合は令和五年四
月一日

本号で公布された条例のあらまし

個人情報の保護に関する法律施行条例（埼玉県条例第五十号）（文書課）

一 趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法に地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する規定が定められたことに伴い、同法の施行について必要な事項を定めるための制定

二 内容

(一) 条例要配慮個人情報

性的指向及び性自認を内容とする記述等を条例要配慮個人情報とする。

(二) 安全管理措置

個人情報の取扱いの委託等を行う場合、個人情報の適切な管理のために必要な事項を契約等において定めることを義務付ける。

(三) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするとき、個人情報ファイルの名称や利用目的等を知事に通知する。

(四) 開示決定等の期限等

ア　開示決定等の期限を請求があつた日から十五日とする。

イ　事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を三十日以内に限り延長することができる。

ウ　特例延長を適用する要件を四十五日とする。

エ　開示実施時に本人確認を実施する。

(五) 埼玉県個人情報保護審査会

実施機関及び議長の開示決定等についての審査請求及び個人情報の適正な取扱いについての専門的な意見の求め等について諮問に応じ、調査審議する機関として埼玉県個人情報保護審査会を設置する。

(六) 施行状況の公表

開示請求の件数等の個人情報の保護に関する法律の施行の状況を公表する。

(七) 開示請求の手数料

開示請求に係る手数料は無料とし、開示の実施に要する費用として規則等で定める額の負担を求める。

(八) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報を利用する者が納付する手数料は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。――

ア 作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

イ 作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(九)

罰則

埼玉県個人情報保護審査会の委員が守秘義務に違反した場合、一年以内の懲役又は五十万円以下の罰金を科す。

(十) 関係条例の廃止及び改正

ア 埼玉県個人情報保護条例の廃止及びそれに伴う経過措置

イ 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正及びそれに伴う経過措置

ウ 埼玉県情報公開条例の一部改正

エ 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（埼玉県条例第五十一号）（政
策調査課）

一 趣旨

県議会における個人情報の適正な取扱いに關し必要な事項を定めるとともに、
県議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明
らかにすることにより、県議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の權
利利益を保護することを目的とするもの

二 内容

(一) 定義

- ア 個人情報
- イ 個人識別符号
- ウ 要配慮個人情報
- エ 保有個人情報
- オ 個人情報ファイル
- カ 本人
- キ 仮名加工情報
- ク 匿名加工情報
- ケ 個人関連情報
- コ 特定個人情報
- サ 保有特定個人情報

(二) 県議会の責務

県議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措
置を講ずる。

(三) 個人情報の保有の制限等

ア 県議会は、個人情報を保有するに當たつては、法令の規定によりその権限
に屬する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をで
きる限り特定しなければならない。

イ 県議会は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しては
ならない。

ウ 県議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連
性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

四 利用及び提供の制限

県議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(五) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

議長は、県議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(六) 開示請求権

何人も、議長に対し、県議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(七) 訂正請求権

何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。（八）において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

ア　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

イ　開示決定に係る保有個人情報であつて、他の法令の規定により開示を受けたもの

(八) 利用停止請求権

何人も、自己を本人とする保有個人情報が次のア・イのいずれかに該当すると思料するときは、議長に対し、当該ア・イに定める措置を請求することができる。

ア　特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が保有されるるとき、不適正な利用の取扱いにあたるとき、不適正に取得されたものであるとき、又は利用及び提供の制限の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

イ　利用及び提供の制限の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

(九) 施行の状況の公表

議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表する。

(十) 罰則

ア　職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

イ　職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ウ 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

エ 偽りその他不正の手段により、(内)の請求に係る保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

三 埼玉県議会情報公開条例の一部改正

- (一) 自己情報の公開請求に係る規定の削除
- (二) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る規定の追加
- (三) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続に係る規定の追加
- (四) 手数料の減免に係る規定の追加

四 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（教職員課）

一 趣旨

令和四年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告に基づき、学校職員の給与を改定するための改正

二 内容

- (一) 給料表を主として若年層について引上げ
- (二) 勤勉手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の令和五年度以降の勤勉手当の支給割合は令和五年四月一日

条 例

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例

(埼玉県証紙条例及び埼玉県証紙特別会計条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）

二 埼玉県証紙特別会計条例（昭和四十一年埼玉県条例第六号）

(埼玉県税条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第一項中「及び次項」を削り、「申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器（規則で定める収納印のみを表示する計器で自動車税の保全上支障がないと知事が認めたものに限る。以下同じ。）により当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない」を「法第一百六十二条第一項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（同項第二号に該当する場合に限る。）」を削り、同項に次のたどし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び第五十四条の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

第五十五条の二第三項を同条第二項とする。

第五十五条の三を次のように改める。

第五十五条の三 削除

第五十五条の十一第四項中「前項の」を「知事は、前項の」に、「の納税者は、」を「を徴収しようとする場合には、納税者が」に、「第五十五条の十四の規定による申告書に証紙代金収納計器により当該種別割の額に相当する金額の収納印の表示を受けなければならない」を「当該種別割の額に相当する現金の納付を受けた後、第五十五条の十四の規定による申告書に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第五十五条の十二を次のように改める。

第五十五条の十二 削除

第五十五条の十三中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。
第九十九条を次のように改める。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第九十九条 知事は、狩猟税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者が狩猟者の登録の申請をしたときに、当該狩猟税の額に相当する現金の納付を受けた後、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、狩猟税の証紙徴収の手続については、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 第一条第二号並びに附則第七項及び第八項の規定 令和十一年四月一日

（埼玉県証紙条例の適用に関する特例）

2 この条例の公布の日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第一条第一号の規定による廃止前の埼玉県証紙条例（附則第四項において「旧証紙条例」という。）第二条の規定の適用については、同条中「使用料又は手数料は、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により徴収することができる」とあるのは、「使用料又は手数料を徴収する場合にあつては、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により行うことができ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされた使用料又は手数料を徴収する場合にあつては、同法第二百三十一条の二の五第一項の規定による納付の方法により行うことができる」とする。

（狩猟税の証紙による徴収方法の特例）

3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、狩猟税を証紙徴収の方法により徴収する場合は、第二条の規定による改正前の埼玉県税条例第九十九条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされたことによる当該狩猟税の納付を受けた後、狩猟税を納付する義務が発生す

ることを証する書類に規則で定める納税済印を押すことによって証紙に代えることができる。

(埼玉県証紙条例の廃止に伴う経過措置)

4 旧証紙条例第六条第一項に規定する指定売りさばき人（次項及び附則第六項において「指定売りさばき人」という。）から売りさばきを受けた証紙（所定の消印により消印された証紙又は著しく汚損され、若しくは毀損した証紙を除く。以下同じ。）は、施行日から令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

5 証紙を保有する者（指定売りさばき人を除く。）は、施行日から令和十年十二月三十日までの間、これを知事に返還して当該証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

6 指定売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十年十二月三十一日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

(埼玉県証紙特別会計条例の廃止に伴う経過措置)

7 埼玉県証紙特別会計の令和十年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

8 第一条第二号の規定の施行の際埼玉県証紙特別会計に属する権利義務は、令和十年度の出納の完結の際に一般会計に帰属するものとする。

(埼玉県税条例の一部改正に伴う経過措置)

9 環境性能割並びに証紙徵収の方法により徵収される種別割及び狩猟税を納付しようとする者は、施行日から令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十五号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（郵便料金等の加算）

第四条 県が徴収する手数料の金額は、手数料を徴収する事務を処理するため、郵便料金その他の送付に要する費用が生じる場合には、当該費用の額を加算した額とすることができる。

別表県民生活部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ	口以外の場合	二千円
ロ	同法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合	四千円

別表県民生活部の項第三号を削る。

別表保健医療部の項第八十八号中「農林水産物又は食品」を「もの」に改め、「に係るもの」を削り、同項第八十九号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち」及び「に係るもの」を削る。

別表農林部の項第五十五号中「農林水産物又は食品」を「もの」に改め、「に係るもの」を削り、同項第五十六号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち」及び「に係るもの」を削る。

別表都市整備部の項第一百六号金額の欄イ(2)（一）中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(2)（二）から（九）までの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(3)（一）中「（知事が別に定める建築物において同じ。）」を削り、同欄ロ(2)中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄ロ(3)中「（知事が別に定めるものを除く。第一百十八号ロ(3)において同じ。）」を削り、同項第百十八号金額の欄イ(2)及びロ(2)中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表県民生活部の項の改正規定並びに次項、附則第三項及び附則第六項の規定は、令和五年三月二十七日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項の規定（同項第一号金額の欄口の規定を除く。）は、当該規定の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項第一号金額の欄口の規定は、当該規定の施行の日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正後の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合には、なお従前の例による。

4 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）附則第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）別記様式第七による変更の認定の申請に係る改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号の規定の適用については、同号金額の欄イ(2)（中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号において「申請住戸数」という。）」と、同欄イ(2)（中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。）

5 知事が別に定める建築物に係る改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号の規定の適用については、同号金額の欄イ(3)（中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計（知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（二）から（七）までにおいて同じ。）」と、同欄ロ(3)中「共同住宅」とあるのは「共同住宅（知事が別に定めるものを除く。）」とする。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

6 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第十号を削り、

第十一号を第十号とし、第十二号から第四百六号までを一号ずつ繰り上げる。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二項第七号事務の欄3中「第五十九条第四項」の下に「及び第九項」を加え、同欄5中「第五十九条第七項」を「第五十九条第八項」に改め、同欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第五十九条第七項の規定による情報提供の要請

別表第九十二項事務の欄40中「第七項」を「第九項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項事務の欄1中「及び第十二条第一項」を削り、同欄2中「第三条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同欄6を削り、同欄5中「第八条第二項」を「第八条第三項前段」に改め、同欄中5を6とし、同欄4中「及び第十二条第三項」を削り、同欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第三条第五項の規定による確認

別表第三十項事務の欄7中「法」の下に「第八条第三項後段及び」を加え、同欄中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 法第十七条第一項の規定による届出の受理

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号市町村の欄中「川越市」の下に「、越谷市」を加え、同項第二号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（前号の市町村の欄に掲げる市町村及びさいたま市を除く。）

別表第二十二項市町村の欄中「八潮市」の下に「、富士見市」を加える。

別表第五十項第二号市町村の欄中「小川町」の下に「、川島町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「行田市」の下に「、秩父市」を、「吉川市」の下に「、美里町、神川町、上里町」を加え、同項第二号市町村の欄中「加須市」を「秩父市、加須市」に改め、「吉川市」の下に「、美里町、神川町、上

里町」を加える。

別表第九十七項第三号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市を除く。）

別表第一百一項市町村の欄中「八潮市」の下に「富士見市」を加える。

別表第百三項市町村の欄中「川口市」の下に「行田市」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第四十七項を次のように改める。

削除

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十七項第一号事務の欄2中「第三十九条の十一」の下に「、第三十九条の二十一第一項後段」を加え、同欄中52を53とし、19から51までを20から52までとし、18の次に次のように加える。

19 法第三十九条の二十三後段の規定による危害予防規程の提出の要求

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和五年三月二十七日
- 三 第四条の規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行の日
- 四 第五条の規定 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日

2 この条例（第一条及び第三条の規定に限る。以下同じ。）（前項第一号の規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に

対してされた申請その他の行為とみなす。

条 例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十七号

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十三年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）附則第三条」を削る。

別表北第一区 秩父市の項及び北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村の項を次のように改める。

北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	秩父市
		秩父郡横瀬町
		秩父郡皆野町
		秩父郡長瀬町
		秩父郡小鹿野町
		二人

別表中「北第三区」を「北第二区」に、「北第四区」を「北第三区」に、「北第五区」を「北第四区」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)

- 改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十八号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第一一十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第一七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等

条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十一」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

職員の区分	職務の級 号 級	行政職給料表									
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	

別表第1 (第3条関係)

77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200								37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500								38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800								39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000								40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200								41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500								42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600		
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800								43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000		
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000								44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300		
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200								45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600		
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300									46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000			
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600									47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800									48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000									49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300									50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600									51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800									52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000									53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
94		294, 900	342, 600											54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
95		295, 200	343, 100											55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
96		295, 600	343, 500											56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
97		295, 800	343, 700											57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
98		296, 100	344, 100											58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000			
99		296, 500	344, 500											59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			
100		296, 900	344, 800											60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600			
101		297, 100	345, 100											再任用 職員以 外の職 員	61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900		
102		297, 400	345, 500												62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			
103		297, 800	345, 900												63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
104		298, 100	346, 300												64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
105		298, 300	346, 800											65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000				
106		298, 600	347, 200											66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300				
107		299, 000	347, 600											67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600				
108		299, 300	348, 000											68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900				
109		299, 500	348, 500											69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100				
110		299, 900	348, 900											70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400				
111		300, 300	349, 200											71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700				
112		300, 600	349, 500											72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000				
113		300, 800	350, 000											73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200				
114		301, 000												74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500				
115		301, 300												75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
116		301, 700												76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				

別表第2（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の区分 号 級	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額								
1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600

	117	301,900									
	118	302,100									
	119	302,400									
	120	302,700									
	121	303,100									
	122	303,300									
	123	303,600									
	124	303,900									
	125	304,200									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考
 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500				37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,9
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800				38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,5
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100				39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,0
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400				40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,5
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600				41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,6
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900				42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,4
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200				43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,8
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500				44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,2
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700				45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,5
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500					46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800					47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000					48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200					49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500					50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800					51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000					52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200					53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
94	300,600	324,200	350,600	384,200							54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
95	301,700	325,600	352,100	384,800							55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
96	303,000	326,900	353,600	385,300							56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
97	304,100	328,100	354,900	385,700							57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
98	305,300	329,400	356,100	386,100							58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
99	306,500	330,700	357,200	386,700							59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
100	307,700	332,000	358,400	387,200							60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
101	308,900	333,400	359,500	387,600							61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
102	309,900	334,300	360,600	388,100							62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
103	311,000	335,400	361,700	388,700							63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
104	312,000	336,600	362,900	389,200							64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
105	312,800	337,700	364,100	389,500							65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
106	313,400	338,800	364,600	389,900							66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
107	314,000	339,800	365,200	390,400							67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
108	314,700	340,900	365,800	390,700							68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
109	315,200	342,100	366,400	391,000							69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
110	315,700	343,100	366,900	391,500							70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
111	316,200	344,100	367,400	392,000							71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
112	316,800	345,000	367,900	392,500							72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
113	317,600	345,900	368,300	392,800							73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
114	318,300	346,800	368,700	393,300							74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
115	319,000	347,800	369,300	393,800							75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
116	319,700	348,800	369,800	394,300							76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		

別表第3（第3条関係）

研究職給料表

職員の区分 号 紙	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200

117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考
1 この表は、警察官に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	267,700	321,900	390,600	441,400			37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
78	268,800	322,900	391,200				38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
79	270,000	323,800	391,800				39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
80	270,900	324,700	392,400				40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
81	272,100	325,800	393,000				41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
82	273,300	326,600	393,600				42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
83	274,500	327,300	394,200				43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
84	275,500	328,100	394,800				44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
85	276,600	328,600	395,300				45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
86	277,600	329,100	395,800				46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
87	278,700	329,600	396,300				47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
88	279,700	330,100	397,000				48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
89	280,500	330,400	397,400				49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
90	281,700	330,900					50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
91	282,700	331,400					51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
92	283,900	331,900					52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
93	284,800	332,200					53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
94	285,800	332,600					54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
95	286,800	333,100					55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
96	287,800	333,600					56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
97	288,100	334,100					57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
98	289,000	334,600					58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
99	289,700	335,100				再任用 職員以外の職員	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
100	290,600	335,600					60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
101	291,500	336,100					61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
102	292,200	336,600					62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
103	292,900	337,100					63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
104	293,600	337,600					64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
105	294,300	338,100					65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
106	294,800	338,500					66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
107	295,300	339,000					67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
108	295,800	339,400					68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
109	296,000	339,900					69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
110	296,400	340,300					70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
111	296,700	340,800					71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
112	297,000	341,200					72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
113	297,300	341,700					73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
114	297,600	342,100					74	264,500	318,600	388,600	439,900	
115	297,900	342,600					75	265,700	319,700	389,200	440,400	
116	298,200	343,000					76	266,700	320,800	389,900	440,900	

別表第4（第3条関係）

医療職給料表
イ 医療職給料表(1)

職員の区分 号 紙	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1		253,600		338,400		400,400		471,700	
2		256,100		341,400		403,300		474,000	
3		258,600		344,200		405,900		476,200	
4		261,100		347,100		408,600		478,500	
5		263,300		349,800		411,000		480,700	
6		267,100		352,800		413,300		482,900	
7		270,900		355,900		415,400		485,100	
8		274,700		358,700		417,300		487,300	
9		278,300		361,100		419,500		489,300	
10		282,300		363,700		422,200		491,400	
11		286,300		366,400		424,800		493,500	
12		290,300		369,200		427,500		495,600	
13		294,000		372,100		429,900		497,700	
14		298,000		375,600		432,400		499,800	
15		301,900		378,600		434,800		501,900	
16		305,700		382,200		437,300		504,000	
17		309,300		385,600		439,300		506,100	
18		312,800		388,300		441,700		508,100	
19		316,300		390,800		444,000		510,100	
20		319,800		393,400		446,400		512,100	
21		323,400		396,100		447,900		513,900	
22		327,100		398,300		450,300		515,700	
23		330,500		400,200		452,600		517,600	
24		333,800		401,800		454,900		519,500	
25		337,300		403,800		456,900		521,200	
26		339,800		406,100		459,200		523,000	
27		342,400		408,300		461,400		524,800	
28		344,700		410,600		463,700		526,600	
29		347,100		412,900		465,800		528,200	
30		348,900		415,000		468,100		530,000	
31		350,700		417,000		470,400		531,800	
32		352,700		419,100		472,600		533,600	
33		354,900		421,000		474,600		535,200	
34		357,200		422,800		476,700		537,000	
35		359,300		424,600		478,800		538,700	
36		361,600		426,600		480,900		540,500	

117	298,500	343,500					
118	298,900	343,900					
119	299,200	344,300					
120	299,600	344,700					
121	299,900	345,100					
再任用職員			217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考
 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

			476,200	530,600				37	363,700	428,500	483,000	542,100
77			476,800	531,500				38	366,100	430,500	484,800	543,700
78			477,400	532,400				39	368,300	432,400	486,600	545,100
79			477,900	533,300				40	370,300	434,400	488,400	546,700
80			478,500	534,100				41	372,500	436,200	490,100	548,200
81			479,000	535,000				42	373,500	438,000	491,900	549,600
82			479,500	535,900				43	374,300	439,700	493,700	551,000
83			480,000	536,800				44	375,000	441,500	495,500	552,300
84			480,400	537,600				45	376,200	443,300	497,100	553,500
85			481,000	538,500				46	377,600	445,100	498,800	554,500
86			481,400	539,400				再任用 職員以 外の職 員	379,100	446,900	500,600	555,500
87			481,900	540,300				47	380,600	448,600	502,400	556,500
88			482,400	541,100				48	381,700	450,400	504,000	557,500
89			483,000					49	382,700	452,100	505,300	558,400
90			483,600					50	383,700	453,900	506,600	559,300
91			484,000					51	384,500	455,700	507,900	560,200
92			484,500					52	385,400	457,600	508,900	561,000
93			485,100					53	386,300	458,800	510,200	561,900
94			485,700					54	387,000	460,000	511,500	562,800
95			486,300					55	387,900	461,200	512,800	563,700
96			486,800					56	388,600	462,400	513,800	564,600
97			296,200	338,600	393,000	466,000		57	389,500	463,400	514,600	565,500
再任用 職員								58	390,300	464,400	515,400	566,400
								59	391,100	465,400	516,200	567,100
								60	391,600	466,200	517,100	568,000
								61	392,100	466,900	517,900	568,900
								62	392,500	467,600	518,800	569,800
								63	393,000	468,300	519,600	570,700
								64	393,300	469,000	520,500	571,600
								65	393,700	469,700	521,400	
								66	394,400	470,400	522,100	
								67	395,100	471,000	523,000	
								68	395,600	471,300	523,900	
								69	396,100	472,000	524,700	
								70	396,600	472,700	525,600	
								71	397,100	473,400	526,500	
								72	397,600	473,800	527,300	
								73	398,100	474,400	528,200	
								74	398,600	475,100	529,100	
								75	399,100	475,800	529,800	
								76	399,600			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100	392, 400	437, 100	496, 500
38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800	393, 600	437, 900	
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400	394, 700	438, 300	
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100	395, 800	439, 000	
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300	396, 600	439, 500	
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400	439, 900	
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200	440, 300	
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000	440, 700	
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100	
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500	
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900	
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200	
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500	
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900	
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200	
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500	
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800	
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800		
再任用 職員以外の職員	55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100	
	56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400	
	57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700	
	58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000	
	59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300	
	60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700	
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900		
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200		
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500		
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800		
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000		
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900			
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600			
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200			
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600			
70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100			
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600			
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100			
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700			
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200			
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800			
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400			

口 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200	
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800	
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300	
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900	
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300	
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800	
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300	
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800	
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200	
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600	
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200	
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600	
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100	
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600	
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900	
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200	
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400	
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700	
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000	
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300	
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500	
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900	
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300	
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500	
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900	
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200	
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600	
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000	
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400	
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500	
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600	
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700	
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800	
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700	
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600	
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500	

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、歯医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		

ハ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500

117	294,700	325,800	359,000				77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
118	295,000	326,100	359,400				78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
119	295,300	326,500	359,900				79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
120	295,700	326,700	360,400				80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
121	296,000	326,900	360,800				81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
122	296,400	327,200	361,300				82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
123	296,700	327,500	361,800				再任用	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
124	297,100	327,800	362,300				職員以 外の職 員	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
125	297,300	328,000	362,600				85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
126	297,500	328,300					86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
127	297,800	328,700					87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
128	298,200	328,900					88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
129	298,400	329,100					89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
130	298,700	329,300					90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
131	299,100	329,700					91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
132	299,500	329,900					92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
133	299,700	330,200					93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
134	300,000	330,600					94	281,900	315,000	348,400	366,400	
135	300,400	331,000					95	282,800	315,700	349,100	366,800	
136	300,700	331,400					96	283,800	316,300	349,700	367,100	
137	300,900	331,700					97	284,400	317,000	350,100	367,700	
138	301,200	332,100					98	285,200	317,300	350,500	368,200	
139	301,600	332,500					99	285,800	317,900	351,000	368,700	
140	301,900	332,900					100	286,700	318,600	351,400	369,200	
141	302,100	333,200					101	287,500	319,000	351,900	369,800	
142	302,500	333,600					102	288,300	319,600	352,300	370,300	
143	302,900	333,900					103	289,100	320,200	352,800	370,800	
144	303,200	334,300					104	289,900	320,800	353,200	371,200	
145	303,400	334,600					105	290,600	321,200	353,500	371,800	
146	303,600	335,000					106	291,100	321,700	354,000	372,300	
147	303,900	335,400					107	291,600	322,200	354,400	372,800	
148	304,300	335,800					108	292,100	322,700	354,700	373,300	
149	304,500	336,100					109	292,300	323,100	355,200	373,900	
150	304,700	336,500					110	292,600	323,500	355,700	374,300	
151	305,000	336,900					111	292,800	323,800	356,200	374,800	
152	305,300	337,300					112	293,200	324,100	356,700	375,300	
153	305,700	337,600					113	293,500	324,500	357,200	375,900	
154	305,900						114	293,700	324,900	357,700		
155	306,100						115	294,100	325,300	358,200		
156	306,400						116	294,400	325,600	358,600		

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第五条第一項の表を次のように改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第十九条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百一十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。
(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考
1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

号給	給料月額
1	332,000
2	367,000
3	394,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第五条第二項及び第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次号及び附則第四項

において「改正後の給与条例」という。）別表第一から別表第四までの規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次号及び附則第四項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次号及び附則第四項において「改正後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定 令和四年四月一日

二 改正後の給与条例第十九条の四第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定並びに改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定 令和四年十二月一日

（改定日前の異動者の号給の調整）

3 令和四年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会（以下この項及び附則第五項において「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前的一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び第五条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

条 例

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十号

個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 実施機関における個人情報の取扱い（第三条・第四条）

第三章 個人情報ファイル（第五条）

第四章 開示（第六条—第九条）

第五章 埼玉県個人情報保護審査会

第一節 設置及び組織（第十条—第十四条）

第二節 調査審議等の手続

第一款 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第十五条—第十七条）

第二款 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第十八条）

第六章 雜則（第十九条—第二十三条）

第七章 罰則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）。

以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、県の執行機関、警察本部長、公営企業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

第二章 実施機関における個人情報の取扱い

（条例要配慮個人情報）

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

一 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）

二 性自認（自己の性別についての認識をいう。）

（安全管理措置）

第四条 実施機関は、法第六十六条第二項第一号又は第二号に定める業務を行わせるに当たり、これらの号に掲げる者との間で締結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を定めなければならない。

第三章 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第五条 実施機関（知事を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 記録項目及び記録範囲

五 記録情報の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先八 法第七十五条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは法第七十四条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 法第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地十 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨十一 その他規則又は実施機関の規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一　国の安全、外交上の秘密その他の国の大利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二　犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三　当該実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五　前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六　一年以内に消去することとなる記録情報をのみを記録する個人情報ファイル

七　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九　本人（法第七十四条第一項第四号に規定する本人をいう。）の数が規則等で定める数に満たない個人情報ファイル

十　第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則等で定める個人情報ファイル

十一　法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3　実施機関は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、知事に対しその旨を通知しなければならない。

第四章 開示

（開示請求に対する措置）

第六条　実施機関は、法第八十二条第一項又は第二項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の通知をする場合において、一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであると

きは、その旨を当該通知に付記するものとする。

(開示決定等の期限)

第七条 開示決定等は、開示請求があつた日から十五日以内にしなければならない。

ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。こ

の場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示の実施における本人確認手続)

第九条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則等で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法第七十六条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、当該書類の提示又は提出の必要がないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるときは、この限りでない。

第五章 埼玉県個人情報保護審査会

第一節 設置及び組織

(設置)

第十条 次に掲げる事務を行うため、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の機関として、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 法第一百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号。第四号において「議会個人情報保護条例」という。）第四十五条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

三 第十八条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

四 議会個人情報保護条例第五十一条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
(組織)

第十一条 審査会は、委員六人以内をもつて組織する。

(委員)

第十二条 委員は、個人情報の保護について優れた識見を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、知事は、政党その他の政治的団体の役員である者を委嘱してはならない。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第十三条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第十四条 審査会は、その指名する委員三人以上をもつて構成する合議体で、第十条各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、第十条各号に掲げる事務を行う。

第二節 調査審議等の手続

第一款 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第十五条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（実施機関（法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。）及び議長をいう。以下この款において同じ。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第十六条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第十七条 審査会は、第十五条第三項の規定による資料又は法第二百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料（以下この条において「資料又は主張書面等」という。）の提出があつたときは、当該資料又は主張書面等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二款 個人情報の取扱いについての調査審議の手続
（法第二十九条の規定による諮問）

第十八条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）は、この条例を改

正し、又は廃止しようとする場合、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

第六章 雜則

(施行の状況の公表)

第十九条 知事は、毎年度、各実施機関（法第十三条及び第十四条に係る事項については、法第百七十条の規定により法に規定する個人情報保護委員会の権限及び法第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされる県の執行機関）における法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第二十条 開示請求に係る法第八十九条第二項の手数料は、無料とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の写しの交付その他の開示の実施に要する費用として、規則等で定める額の費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第二十一条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

(手数料の減免)

第二十二条 実施機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求（次項において

て「開示決定等に係る審査請求」という。）において、法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者に対する埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十七年埼玉県条例第六十五号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「審理員（法第十二条第二項に規定する審理員をいう。）」とあるのは、「審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいう。）」とする。

2 開示決定等に係る審査請求において、行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による交付を受ける者に対する埼玉県行政不服審査法関係手数料条例第三条第二項の規定の適用については、同項中「埼玉県行政不服審査会」とあるのは、「埼玉県個人情報保護審査会」とする。

（委任）

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

第七章 罰則

第二十四条 第十二条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（埼玉県個人情報保護条例の廃止）

第二条 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）は、廃止する。

（埼玉県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第三条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の埼玉県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第十条の規定によるその業務に関する知り得た旧個人情報保護条例第二条第二項に規定する個人情報（以下この項において「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第二条第一項に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号及び第三項第一号において同じ。）である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において次に掲げる業務に従事していた者のうち、旧個

人情報の取扱いに従事していた者

イ 旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者（その者から当該委託に係る業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が受託した業務

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の業務

三 前条の規定の施行前において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約（第三項第三号において単に「労働者派遣契約」という。）に基づく労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）第三項第三号において同じ。）の役務を提供するために旧実施機関に派遣されていた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第十五条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 前条の規定の施行前において第一項第二号に掲げる業務に従事していた者

三 前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供するため旧実施機関に派遣されていた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 前二項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。6 令和五年度における第十九条の規定の適用については、同条中「法の施行の状況」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の埼玉県個人情報保護条例の施行の状況」とする。

第四条 附則第二条の規定の施行前に附則第七条の規定による改正前の執行機関の

附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第二条第一項の規定により県に置かれた埼玉県個人情報保護審査会（以下この条、次条第一項及び附則第八条において「旧審査会」という。）にされた諮問で附則第二条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

第五条 附則第二条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第四十九条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 附則第二条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

2 附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第七条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県個人情報保護審査会の項を削る。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定の施行の際に旧審査会の委員である者は、前条の規定の施行の日に、第十二条第一項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 前条の規定の施行の際に旧審査会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名された委員である者は、それぞれ、前条の規定の施行の日に、第十三条第一項の規定により会長として定められ、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（埼玉県情報公開条例の一部改正）

第九条 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）の一部を次のようにより改正する。

第十条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条
第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第十二条中「第十条第七号」を「第十条第一号の二及び第七号」に改める。

第十九条第一項中「、法令」の下に「（個人情報の保護に関する法律を除く。）」を加え、「（埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）を除く。）」を削る。

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第十条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十七条第一項の開示請求書、同法第九十一条第一項の訂正請求書又は同法第九十九条第一項の利用停止請求書の送付により行われた請求に係る事実についての審査

条 例

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十一号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 個人情報等の取扱い（第四条—第十六条）
- 第三章 個人情報ファイル（第十七条）
- 第四章 開示、訂正及び利用停止
- 第一節 開示（第十八条—第三十条）
- 第二節 訂正（第三十一条—第三十七条）
- 第三節 利用停止（第三十八条—第四十三条）
- 第四節 審査請求（第四十四条—第四十七条）
- 第五章 雜則（第四十八条—第五十三条）
- 第六章 罰則（第五十四条—第五十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、埼玉県議会（以下「県議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、県議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、県議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他 の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照

合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」となるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、県議会事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、県議会が保有しているものをいう。ただし、埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号。以下「情報公開条例」という。）第二条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するため特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に

応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、県議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

第三条 県議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第四条 県議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 県議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 県議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第五条 県議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
(不適正な利用の禁止)

第六条 県議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第七条 県議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第八条 県議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

前項の規定は、県議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は県議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第十一條 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第二十条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第十二条 県議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、県議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 県議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、下水道事

業管理者若しくは警察本部長、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための県議会の内部における利用を県議会事務局の特定の課室又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項		法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	
第十二条第二項	第十二条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用し、又は提供する
第三十八条第一項 第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	自ら利用する
第三十八条第一項 第一号	第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

第三十八条第一項 第二号	第十二条第一項及び第二項	利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
番号利用法第十九条		

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第十五条 県議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 県議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 県議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、県議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第十六条 県議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 県議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、県議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十七条 議長は、その定めるところにより、県議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」といいう。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を県議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第一項、第三十一条第一項又は第三十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 九 第三十一条第一項ただし書又は第二十八条第一項ただし書に該当するときは、
その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 次に掲げる個人情報ファイル
- イ 県議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ハ 一年以内に消去することとなる記録情報をのみを記録する個人情報ファイル
- 二 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- ヘ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- トイからヘまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報フ

アイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

（開示請求権）

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、県議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十九条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第十九条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第二十条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第七条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、

開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十八条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十七条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を開く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要があると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 県議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして

合理的であると認められるもの

四 議長が第二十四条第一項又は第二項の決定（以下「開示決定等」という。）

をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めるにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不當に利益を与えるおそれ、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不當に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が經營する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第二十一条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情

報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第二十二条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第二十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第二十四条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的についてでは、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の通知をする場合において、開示しないことと決定した保有個人情報が一定の期間の経過によりその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、併せてその開示することができるようになる時期を記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十五条 開示決定等は、開示請求があつた日から十五日以内にしなければならない。ただし、第十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場

合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十六条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長とともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十七条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十五条第二項第三号及び第四十六条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれていて保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれていて保有個人情報を第二十二条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、

開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十八条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十四条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第十八条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、当該書類の提示又は提出の必要がないと議長が認めることにつき相当の理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第二十九条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一

項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第三十条 開示請求に係る手数料は無料とする。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の写しの交付その他の開示の実施に要する費用として、議長が定める額の費用を負担しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十九条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第四十九条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第三十二条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、

その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第三十三条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十四条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十五条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十二条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十六条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十七条 議長は、第三十四条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に對し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第四十九条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第三十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

- 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第四十条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、県議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければ

ならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第四十一条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十二条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十三条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第四節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第四十四条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求（第四十七条において「開示決定等に係る審査請求」という。）については、行政不服審査法（平成二十六年法

律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

（審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問）

第四十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県個人情報保護審査会（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）第十条に規定する埼玉県個人情報保護審査会をいう。第五十一条において同じ。）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
 - 2 前項の規定により諮詢した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。
 - 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）
 - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第四十六条 第二十七条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
（手数料の減免）

第四十七条 開示決定等に係る審査請求において、行政不服審査法第八十一条第三

項において準用する同法第七十八条第一項の規定による交付を受ける者に対する
埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十七年埼玉県条例第六十五号）第
三条第二項の規定の適用については、同項中「埼玉県行政不服審査会」とあるの
は、「埼玉県個人情報保護審査会」とする。

第五章 雜則

（適用除外）

第四十八条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているも
のに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利
用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索
することが著しく困難であるものは、第四章（第四節を除く。）の規定の適用に
ついては、県議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において
「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求
等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする
者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第五十条 議長は、県議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取
扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報保護審査会への諮問）

第五十一条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づ
く意見（第四十五条第一項に規定する審査請求に係るものを除く。）を聞くこと
が特に必要であると認めるときは、埼玉県個人情報保護審査会に諮問することが
できる。

（施行の状況の公表）

第五十二条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公
表するものとする。

（委任）

第五十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

第五十四条 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項
の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は県議会におい
て個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労
働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に

属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 前三条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十八条 偽りその他不正の手段により、第二十四条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行前にされた埼玉県議会情報公開条例第十条第二項に規定する公開決定等又は同条例第六条の規定による公開の請求に係る不作為についての不服申立て（同条例第八条の規定による公開請求に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（埼玉県議会情報公開条例の一部改正）

第三条 埼玉県議会情報公開条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十一条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）別表第一に掲げる法人をいう。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定め

るところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の決定（以下次項及び第十五条において「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、公開請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が人の生命、身体又は財産の安全を守るために公開することが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。

- 二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第七条第一項第一号への規定により公開しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第十四条第二項に次の一号を加える。

三 当該審査請求に係る公文書の公開について反対の意思を表示した意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第十八条を第二十条とし、第十五条から第十七条までを二条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の二条を加える。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

- 第十五条 第十一条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
二 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）
（手数料の減免）

- 第十六条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求において、行政

不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による交付を受ける者に対する埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十七年埼玉県条例第六十五号）第三条第二項の規定の適用については、同項中「埼玉県行政不服審査会」とあるのは、「埼玉県情報公開審査会」とする。

条 例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十二号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十一」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 164,400	円 207,400	円 267,500	円 332,200	円 416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700

別表第2（第5条関係）

教育職給料表(2)

職員の区分 号 紙	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		円 164,400	円 180,200	円 267,500	円 296,000	円 406,700
2		165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
3		167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
4		168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
5		170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
6		172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
7		174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
8		176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
9		177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
10		179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
11		181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
12		183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
13		185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
14		187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
15		189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
16		191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17		194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18		196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19		198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20		201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21		203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22		205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23		206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24		208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25		210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26		211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27		213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28		214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29		216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30		218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31		219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32		221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33		222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34		224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35		226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36		227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37		229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38		230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
39		232,500	261,900	347,900	371,300	450,200

133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700	416,500			
147	327,000	416,800			
148	327,300	417,000			
149	327,500	417,200			
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用 学校職 員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第5条関係）

学校栄養職給料表

職員の区分 号 紙	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 155,100	円 191,500	円 226,800	円 252,400	円 282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400

133				398,900			
134				399,200			
135				399,500			
136				399,800			
137				400,100			
138				400,400			
139				400,700			
140				401,000			
141				401,300			
142				401,600			
143				401,900			
144				402,200			
145				402,400			
146				402,700			
147				403,000			
148				403,200			
149				403,400			
150				403,700			
151				404,000			
152				404,200			
153				404,400			
154				404,700			
155				405,000			
156				405,200			
157				405,400			
158				405,700			
159				406,000			
160				406,200			
161				406,400			
再任用 学校職 員			225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

		289,500	325,400	346,300			40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
86		289,700	325,600	346,600			41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
87		289,900	326,000	346,900			42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
88							43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
89		290,300	326,400	347,300			44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
90		290,500	326,800	347,600			45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
91		290,700	327,200	348,000			46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
92		290,900	327,600	348,300			47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000
93		291,300	327,900	348,700			48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100
94		291,500	328,100	349,000			49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
95		291,700	328,500	349,300			50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
96		292,000	328,800	349,600			51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
97		292,400	329,000	349,900			52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
98		292,700	329,300	350,300			53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
99		292,900	329,600	350,700			54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
100		293,200	329,900	351,100			55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
101		293,500	330,100	351,600			56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
102		293,700	330,400	352,000			57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
103		293,900	330,800	352,400			58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
104		294,200	331,000	352,800			59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
105		294,500	331,200	353,300			60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
106			331,400				61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
107			331,800				62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
108			332,000				63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
109			332,200				64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
110			332,600				65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
111			333,000				66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
112			333,400				67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
113			333,600				68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
再任用 学校職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
							70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
							71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
							72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
							73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
							74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
							75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
							76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
							77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
							78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
							79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
							80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
							81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
							82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
							83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
							84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
							85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200

別表第4（第5条関係）

事務職給料表

職員の区分	号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	
	3	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	
	4	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	
	5	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	
	6	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	
	7	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	
	8	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	

- 3 令和四年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会（以下この項、附則第五項及び第六項において「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（学校職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第四項において「給与条例」という。）第十二条の五第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和四年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の五第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
- （改定日前の異動者の号給の調整）

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用 学校職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(給与の内扱)

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

(教育委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)

6 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第七十八号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）

の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
	円
1	444,200

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
1	222,949	220,518	211,218	188,958	181,008
2	224,371	222,550	213,250		
3	225,793	224,784	215,484		
4	227,012	226,917	217,617		
5	228,434	228,949	219,649		
6	229,856				
7	231,379				

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	248,544	209,757	188,136	206,548	216,648	199,178	206,186
2			189,965	208,072		201,006	208,015
3			191,895	209,595		202,428	209,945
4			193,418	211,119		204,257	211,468
5			195,246	212,744		206,186	213,296
6			197,075	214,065		208,015	215,125
7			198,598	215,588		209,945	216,648
8			200,122	218,607		211,468	
9			201,645			213,296	
10			203,169			215,125	
11			204,794			216,648	
12			206,115				
13			207,638				
14			209,757				

19	183, 132	220, 307
20	185, 671	221, 627
21	188, 109	222, 643
22	189, 836	223, 760
23	191, 461	224, 776
24	193, 188	225, 792
25	194, 711	226, 808

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行ふもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行ふもの
号給	月額	月額
1	157, 028	194, 711
2	158, 146	196, 438
3	159, 263	198, 266
4	160, 380	199, 993
5	161, 396	201, 618
6	162, 818	203, 040
7	164, 138	204, 563
8	165, 459	206, 087
9	166, 678	207, 407
10	168, 201	208, 728
11	169, 725	209, 947
12	171, 350	211, 267
13	172, 467	212, 588
14	173, 889	213, 908
15	175, 311	215, 228
16	176, 733	216, 549
17	178, 053	217, 666
18	180, 593	218, 987

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第七十九号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十八号の二を次のように改める。

別記様式第十八号の二

		県税の更正請求書				
年 月 日 (宛先) 埼玉県 税事務所長		納 税 者 又 は 特 別 徴 收 義 務 者	住所又は所在地			
氏名又は名称 (代表者氏名)	(電話)					
法 人 番 号 (法人の場合のみ)						
年 度	税 目	期 (月) 別 事 業 年 度	納 期 限	申 告 区 分	備 考	
			・ ・			
更 正 前		更 正 後				
税 额 等		課 税 標 準 等			税 额 等	
					円	
申 告 書 の 提 出 年 月 日			・ ・ ・			
更正・決定の通知を受けた年月日又は国 の税務官署が更正・決定の通知をした日			・ ・ ・			
地方税法第20条の9の3第2項各号に 掲げる理由の生じた日			・ ・ ・			
請 求 の 理 由 等						

注意 1 更正前の税額等の欄は、更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額を記載すること。

2 請求の理由等の欄は、更正の請求をする理由及び請求に至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十二月三十一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第八十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- 第二百三条中「が時効、免除等により消滅したとき」を「について、次の各号の一に該当する場合」に改め、同条に次の各号を加える。
- 一 消滅時効が完成したとき（時効の援用を要しない債権に限る。）。
 - 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき。
 - 三 法律第九十六条第一項第十号の規定により権利の放棄の議決があつたとき。
 - 四 知事が政令第百七十二条の七第一項の規定により免除したとき。
 - 五 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百四条第一項その他の法令又は条例の規定により債務者がその責任を免れたとき。
 - 六 その他法令又は条例の定めるところにより消滅したとき。
- 別表第一1中「1億5,000万円」を「2億円」に改め、同表2中「1,500万円」を「2,000万円」に改める。
- 別表第二第十項中「1,500万円」を「2,000万円」に改め、同表第十二項中「1億5,000万円」を「2億円」に改める。
- #### 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、令和五年度の歳出予算の執行及び令和四年度の予算で定める債務負担行為（令和四年度の歳出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るものから適用し、令和四年度の歳出予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

令和四年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一〇六〇

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一二二一）

の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中

26	26
26	26
27	27
27	27
28	28
29	29
30	30
30	30
31	31
31	31
32	32

別表第七ハの表中

34	38
34	38
35	39
35	39
36	40
36	40
37	41
37	41
38	42
38	42
39	43
39	43
40	44
40	44
41	45
41	45
42	46
42	46
43	47
43	47
44	48
44	48

別表第七ハの表中

26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
30	30
31	31
31	31
32	32

別表第七イの表中

41	25
42	26
42	26
43	27
43	27
44	28
44	28
45	29
45	29
46	30
46	30
47	31
47	31

別表第七イの表中

53	25
54	26
54	26
55	27
55	27
56	28
56	28
57	29
57	29
58	30
58	30
59	31
59	31

別表第七ハの表中

30	34
31	35
31	35
32	36
32	36
33	37
33	37
34	38
34	38
35	39
35	39
36	40
36	40
37	41
37	41
38	42
38	42
39	43
39	43
40	44
40	44
41	45
41	45
42	46
42	46
43	47
43	47

別表第七イの表中

21	21
22	22
22	22
22	22
22	22

別表第七ハの表中

58	58
59	59
59	59
60	60
60	60
60	60
61	61
61	61

別表第七イの表中

30	30
31	31
31	31
32	32
32	32
33	33
33	33
34	34
34	34
35	35
35	35
36	36
36	36
37	37
37	37
38	38
38	38
39	39
39	39
40	40
40	40
41	41
41	41
42	42
42	42
43	43
43	43
44	44
44	44
45	45
45	45
46	46
46	46
47	47
47	47

別表第七イの表中

29	29
28	28
28	28
29	29
29	29
30	30
30	30
31	31
31	31
32	32
32	32
33	33
33	33
34	34
34	34
35	35
35	35
36	36
36	36
37	37
37	37
38	38
38	38
39	39
39	39
40	40
40	40
41	41
41	41
42	42
42	42
43	43
43	43
44	44
44	44
45	45
45	45
46	46
46	46
47	47
47	47

別表第七イの表中

54	54
54	54
55	55
55	55
56	56
56	56
57	57
57	57
58	58
58	58
59	59
59	59

別表第七イの表中

41	41
42	42
42	42
43	43
43	43
44	44
44	44
45	45
45	45
46	46
46	46
47	47
47	47

別表第七イの表中

54	54
54	54
55	55
55	55
56	56
56	56
57	57
57	57
58	58
58	58
59	59
59	59

別表第七イの表中

25	25
26	26
26	26
27	27
27	27
28	28
28	28
29	29
29	29
30	30
30	30
31	31
31	31
32	32
32	32
33	33
33	33
34	34
34	34
35	35
35	35
36	36
36	36
37	37
37	37
38	38
38	38
39	39
39	39
40	40
40	40
41	41
41	41
42	42
42	42
43	43
43	43
44	44
44	44
45	45
45	45
46	46
46	46
47	47
47	47

別表第七イの表中

54	54
54	54
55	55
55	55
56	56
56	56
57	57
57	57
58	58
58	58
59	59
59	59

別表第七イの表中

29	29
28	28
28	28
29	29
29	29
30	30
30	30
31	31
31	31
32	32
32	32
33	33
33	33
34	34
34	34
35	35
35	35
36	36
36	36
37	37
37	37
38	38
38	38
39	39
39	39
40	40
40	40
41	41
41	41
42	42
42	42
43	43
43	43
44	44
44	44
45	45
45	45
46	46
46	46
47	47
47	47

別表第七イの表中

54	54
54	54
55	55
55	55
56	56
56	56
57	57
57	57
58	58
58	58
59	59
59	59

別表第七イの表中

別表第七二の表中

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
30
30
31
31
31
32

27
27
28
28
28
28
28
28
29

29
29
30
30
30
31
31
31

に改める。

別表第七ホの表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46

に改める。

39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の初任給規則による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に埼玉県人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一〇六一

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一九三）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に、「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

埼玉県訓令第十号

訓
令

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

地 本
域 機 関 庁

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令
（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次の

ように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）
給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18

別表第四を次のように改める。

121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	56	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	57	67	74	
112	57	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	58	67	76	
116	58	68	76	
117	58	68	76	
118	59	68	76	
119	59	68	76	
120	59	68	76	
121	59	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	

41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37

130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項及び附則第三項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(経過措置)
- 3 令和四年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 4 この訓令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料

表の適用を受けることとなつた技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

埼玉県公営企業管理規程第十二号

管 理 規 程

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部

を次のように改正する。

第二条の三の表第一項の表中備考以外の部分を次のように改める。

号給	給料月額
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第一を別表第一とし、同表中備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 号 級	職務の級 1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	

別表第一（第二条関係）

企 業 職 給 料 表 (一)

77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200									37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500									38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800									39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000									40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200									41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500									42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800									43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000									44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200									45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300										46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600										47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800										48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000										49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300										50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600										51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800										52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000										53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
94		294,900	342,600												54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
95		295,200	343,100												55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
96		295,600	343,500												56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
97		295,800	343,700												57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
98		296,100	344,100												58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
99		296,500	344,500												59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
100		296,900	344,800												60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
101		297,100	345,100												再任用 職員以 外の職 員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
102		297,400	345,500												62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
103		297,800	345,900												63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
104		298,100	346,300												64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
105		298,300	346,800												65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
106		298,600	347,200												66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
107		299,000	347,600												67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
108		299,300	348,000												68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
109		299,500	348,500												69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
110		299,900	348,900												70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
111		300,300	349,200												71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
112		300,600	349,500												72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
113		300,800	350,000												73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
114		301,000													74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
115		301,300													75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
116		301,700													76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				

別表第二（第二条関係）

企 業 職 給 料 表 (二)

職員の区分 号 級	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400

別表第2を別表第二とし、同表中備考以外の部分を次のように改める。

117		301,900									
118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									
125		304,200									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）

会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
1	157,028	194,711
2	158,146	196,438
3	159,263	198,266
4	160,380	199,993
5	161,396	201,618
6	162,818	203,040
7	164,138	204,563
8	165,459	206,087
9	166,678	207,407
10	168,201	208,728
11	169,725	209,947
12	171,350	211,267
13	172,467	212,588
14	173,889	213,908
15	175,311	215,228
16	176,733	216,549
17	178,053	217,666
18	180,593	218,987
19	183,132	220,307
20	185,671	221,627
21	188,109	222,643
22	189,836	223,760
23	191,461	224,776
24	193,188	225,792
25	194,711	226,808

別表第十を次のように改める	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第十の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の埼玉県企業職員給与規程（別表第十の規定を除く。附則第四項において「改正後の規程」という。）は、令和四年四月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

- 3 令和四年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内扱）

- 4 改正後の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。

（補則）

- 5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中備考以外の部分を次のように改訂する。

号給	給料月額
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第一中備考以外の部分を次のように改訂する。

職員の区分 号給	下水道企業職給料表										
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700	
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600	
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700	
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800	
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900	
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200	
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700	
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100	
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500	
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300	
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100	
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000	
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700	
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100	
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400	
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500	
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800	
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800	
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700	
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600	
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500	
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200		
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500		
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700		
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700		
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600		
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500		
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400		
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200		
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100		
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800		
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300		

別表第一（第二条関係）

77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200								37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500								38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800								39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000								40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200								41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500								42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600		
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800								43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000		
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000								44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300		
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200								45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600		
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300									46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000			
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600									47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800									48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000									49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300									50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600									51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800									52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000									53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
94	294, 900	342, 600												54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
95	295, 200	343, 100												55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
96	295, 600	343, 500												56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
97	295, 800	343, 700												57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
98	296, 100	344, 100												58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000			
99	296, 500	344, 500												59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			
100	296, 900	344, 800												60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600			
101	297, 100	345, 100												再任用 職員以外の職 員	61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900		
102	297, 400	345, 500													62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			
103	297, 800	345, 900													63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
104	298, 100	346, 300													64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
105	298, 300	346, 800												65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000				
106	298, 600	347, 200												66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300				
107	299, 000	347, 600												67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600				
108	299, 300	348, 000												68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900				
109	299, 500	348, 500												69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100				
110	299, 900	348, 900												70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400				
111	300, 300	349, 200												71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700				
112	300, 600	349, 500												72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000				
113	300, 800	350, 000												73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200				
114	301, 000													74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500				
115	301, 300													75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
116	301, 700													76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				

別表第七（第十五条関係）
会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
号 紙	月額	月額
1	157,028	194,711
2	158,146	196,438
3	159,263	198,266
4	160,380	199,993
5	161,396	201,618
6	162,818	203,040
7	164,138	204,563
8	165,459	206,087
9	166,678	207,407
10	168,201	208,728
11	169,725	209,947
12	171,350	211,267
13	172,467	212,588
14	173,889	213,908
15	175,311	215,228
16	176,733	216,549
17	178,053	217,666
18	180,593	218,987
19	183,132	220,307
20	185,671	221,627
21	188,109	222,643
22	189,836	223,760
23	191,461	224,776
24	193,188	225,792
25	194,711	226,808

別表第七を次のように改める。

117	301,900										
118	302,100										
119	302,400										
120	302,700										
121	303,100										
122	303,300										
123	303,600										
124	303,900										
125	304,200										
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

- 2 この規程による改正後の埼玉県下水道局職員給与規程（別表第七の規定を除く。附則第四項において「改正後の規程」という。）は、令和四年四月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

- 3 令和四年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内扱）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。

（補則）

- 5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

告 示

埼玉県告示第千三百五十一号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形四丁目店

埼玉県鴻巣市人形四丁目二千七百十二番三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

本物件出店に伴い周辺道路の環境悪化を懸念している。特に店舗北側隣接道路の交通量増に伴う事故の危険性が増加する事が最大の懸念事項である。

同道路は①通学路である、②歩道のない道路である、③未就学児世帯の通行もある、④歩道がない、⑤曲がっている道路で見通しが悪い、⑥近隣住人の生活道路ではない交通状況がある（北本市深井のショッピングモール「ハイワールド」への行き来に交通する車あり）、といった状況にあり、同店の出店により危険が更に増加することを地域住人として危惧している。

尚、本件に関して鴻巣市に意見を申し入れた際の回答は「今回の出店を原因として交通量が増えることを想定していないものです。」であったが、交通量が増えない根拠の明示、及び出店後の交通量が増えないことの調査立証を強く要望するものである。

近隣住人の安全配慮は地域行政の務めであると信じており、是非地域が納得して出店を受け入れられる体制を構築して頂きたい。

尚、コスモス薬品側への申し入れを実施したが、「行政に進言してもらいたい」のみの回答であった。埼玉県の適切な判断、安心安全なまちづくりを進められるよう、お願いを申し上げます。

二 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年一月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク川越新宿店

埼玉県川越市新宿町五丁目十三番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番地一号

（変更後）株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番地一号

ハ 変更年月日

令和四年五月二十四日

二 届出年月日

令和四年十二月十三日

三 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスタ狭山B

埼玉県狭山市入間川千二十九

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番地一号

（変更後）株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番地一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番地一号

（変更後）株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番地一号

ハ 変更年月日

令和四年五月二十四日

二 届出年月日

令和四年十二月十三日

三 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイツー羽生駅前店

埼玉県羽生市西二丁目千六百八十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) ケーヨーデイツー羽生店

埼玉県羽生市西二丁目千六百八十外

(変更後) ケーヨーデイツー羽生駅前店

埼玉県羽生市西二丁目千六百八十外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
代表者の氏名

(変更前) 株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

千葉県千葉市若葉区みづわ台一丁目二十八番地一号

(変更後) 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みづわ台一丁目二十八番地一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

千葉県千葉市若葉区みづわ台一丁目二十八番地一号

(変更後) 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県千葉市若葉区みづわ台一丁目二十八番地一号

ハ 変更年月日

令和四年五月二十四日

二 届出年月日

令和四年十二月十三日

二 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
戸田公園ショッピングセンター

埼玉県戸田市本町四丁目二千三十五番の一外二十一筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

（変更後）株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 根本英紀
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）サミット株式会社 代表取締役 田尻一
東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号 外 計十九者

（変更後）サミット株式会社 代表取締役 服部哲也
東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号 外 計二十者

ハ 変更年月日

令和四年六月二十四日外

ニ 届出年月日

令和四年十二月八日

三 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
戸田ショッピングセンター

埼玉県戸田市新曽三百三十八番の二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) サミットストア 戸田駅前店

埼玉県戸田市新曽三百三十八番の二

(変更後) 戸田ショッピングセンター

埼玉県戸田市新曽三百三十八番の二

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

(変更後) 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 根本英紀
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) サミット株式会社 代表取締役 田尻一
東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

(変更後) 未定

ハ 変更年月日

令和四年六月二十四日外

二 届出年月日

令和四年十二月八日

二 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコーキのわ駅前店 ケーヨーデイツーつきのわ駅前店

埼玉県比企郡滑川町月の輪一丁目四番地一、三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ヤオコーキのわ駅前店 ケーヨーデイツーつきのわ駅前店

埼玉県比企郡滑川町東松山都市計画事業月輪土地区画整理事業百三十三街区外

（変更後）ヤオコーキのわ駅前店 ケーヨーデイツーつきのわ駅前店

埼玉県比企郡滑川町月の輪一丁目四番地一、三

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五号 外 計二者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五号 外 計三者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和四年五月二十四日外

二 届出年月日

令和四年十二月十三日

二 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千三百六十号

告 示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、本庄北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

二 職名	同	同	監	事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一 就任	職名	氏名	住 所				
氏 名	岡	大	境	前	須	松	森	金	斎	坂	高	鉢	井	小	山	塚	金	大	戸	茂	根	津久井	吉田信解	埼玉県本庄市本庄二丁目四番八号			
	塚	野	原	長	本	井	井	藤	上	橋	持	上	久	保	本	越	子	塚	塚	呂	岸	伊久弥	同	同			
	治	友	滋	俊	克	健	敬	孝	一	佳	正	佳	清	真	利	訓	喜	司	好	好	行	好	行	児玉郡上里町大字神保原町百十五番地八			
	夫	幸	夫	雄	雄	夫	一	夫	雅	久	武	治	彦	幸	一	彦	孝	男	諭	行	同	同	同	同			
住 所	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	本庄市新井百五番地			
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	都島八百六十三番地			
	牧	西	四	百	四	番	地	久	々	宇	百	七	十	五	同	千	五百	二	三	仁	手	三	百	二	十二	番	地
	西	六	五	五	五	五	番	新	井	堀	宮	小	和	瀬	四	百	五	六	同	四	百	五	六	十	番	地	
	四	百	四	番	地	六	番	六	宇	田	五百	三	百	三	四	百	五	十一	同	四	百	五	六	十	番	地	
	番	地	五	番	地	五	番	五	番	中	五	三	百	三	四	百	五	十一	同	四	百	五	六	十	番	地	
	地	四	番	地	四	番	四	番	四	番	四	三	百	三	四	百	五	十一	同	四	百	五	六	十	番	地	

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	
岡	大	茂	高	須	片	森	田	福	坂	増	荒	海	山	塚	金	立	戸	茂	根	
塚	木	柳	長	山	井	島	上	田	瀬	澤	本	越	子	石	塚	呂	岸	細	野	
治	友	延	克	幸	敬	保	正	佳	弘	那	猪	真	利	喜	司	男	好	田	吉	
夫	幸	雄	栄	雄	年	一	行	紹	久	美	彦	孝	孝	諭			行	福	田	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	信	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	解	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県本庄市本庄二丁目四番八号	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	児玉郡上里町大字神保原町百十五	
牧西四百四番地	久々宇百七十五番地	堀田三百九十五番地	宮戸三百三十八番地	小和瀬十二番地	同	四百五十六番地	二	牧西千百七十八番地	傍示堂四百八十九番地	田中二百六十三番地	久々宇二百八十一番地	仁手二百五十二番地	一	小島四丁目二番四号	万年寺一丁目十二番六号	沼和田六百五十番地	山王堂九十八番地	都島八百六十三番地	本庄市新井百五番地	日の出三丁目五番七号

告 示

埼玉県告示第千三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
秦土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があ
つた。

令和四年十二月二十三日

職名	氏名	住所	埼玉県知事 大野元裕
監事	長谷川 好一	埼玉県熊谷市八ツ口九百十五番地二	

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県
営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用用排水施設・暗渠排水事業）
計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に
より公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供
する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 縦覧期間

令和四年十二月二十六日から

二 縦覧場所

秩父市役所

告 示

埼玉県告示第千三百六十三号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

三 作業地域

桶川市全域

四 作業期間

令和四年十二月二十二日から令和五年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十四号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
加須市
- 二 作業種類
公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 三 作業地域
加須市全域
- 四 作業期間
令和四年十一月四日から令和五年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十五号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

草加市全域

四 作業期間

令和四年十一月八日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十六号

令和四年埼玉県告示第六百六十六号で公示した公共測量は、令和四年十二月一日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千三百六十七号

久喜市から久喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千三百六十八号

久喜市から久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千三百六十九号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第四十五号）附則第五項の知事が別に定める建築物並びに同項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ(3)一の知事が別に定める建築物及び同欄ロ(3)の知事が別に定めるものを次のように定め、公布の日から施行する。

令和二年埼玉県告示第二百九十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等）は、廃止する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例附則第五項の知事が別に定める建築物並びに同項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ(3)一の知事が別に定める建築物及び同欄ロ(3)の知事が別に定めるものは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）附則第二項及び第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号）一の第2の2—3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。

告 示

埼玉県公営企業告示第五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 5,905 トン（月間最大予定数量 1,732 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確實に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和5年2月3日（金）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年2月16日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留

又は簡易書留) 又はレターパックプラス) もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和5年1月18日（水）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年1月24日（火）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和5年2月17日（金）午前9時から令和5年2月27日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年2月28日（火）午前9時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 5 年 2 月 3 日（金）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 5,905 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900(JST)] on February 3, 2023

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900(JST)] on February 27, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 432 トン（月間最大予定数量 113 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和5年2月3日（金）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年2月16日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

（2）受付期限

令和5年1月18日（水）午後5時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年1月24日（火）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和5年2月17日（金）午前9時から令和5年2月27日（月）午後4時まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年2月28日（火）午前9時30分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、

以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 5 年 2 月 3 日 (金) 午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 2 water filtration plants, total of 432 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 3, 2023

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 27, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,052 トン（月間最大予定数量 317 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

江南中継ポンプ所

高倉中継ポンプ所

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和5年2月3日（金）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年2月16日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留

又は簡易書留) 又はレターパックプラス) もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和5年1月18日（水）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年1月24日（火）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和5年2月17日（金）午前9時から令和5年2月27日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年2月28日（火）午前10時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和5年2月3日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 3 water filtration plants and 2 relay pump stations, total of 1,052 tons

(2) Delivery destinations:

Showa, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

Konan and Takakura Relay Pump Stations

(3) Delivery period: From April 1, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 3, 2023

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 27, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 309トン（月間最大予定数量 155トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県公営企業告示第10号）に基づき、営業区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和5年2月3日（金）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年2月16日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和5年1月18日（水）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年1月24日（火）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和5年2月17日（金）午前9時から令和5年2月27日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年2月28日（火）午前10時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 5 年 2 月 3 日（金）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号） 330-9301

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Wet Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 309 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 3, 2023

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 27, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭） 446 トン（月間最大予定数量 203 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和5年2月3日（金）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年2月16日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

（2）受付期限

令和5年1月18日（水）午後5時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年1月24日（火）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和5年2月17日（金）午前9時から令和5年2月27日（月）午後4時まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年2月28日（火）午前11時00分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、

以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 5 年 2 月 3 日 (金) 午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 446 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 3, 2023

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 27, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用濃硫酸 476 トン（月間最大予定数量 187 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、「物品の販売」の A 又は B 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：硫酸」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和5年2月3日（金）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年2月16日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留

又は簡易書留) 又はレターパックプラス) もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和5年1月18日（水）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年1月24日（火）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和5年2月17日（金）午前9時から令和5年2月27日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年2月28日（火）午前11時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和5年2月3日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

(電話番号) 048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sulfuric Acid, 5 water filtration plants, total of 476 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 3, 2023

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 27, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 432 トン

（月間最大予定数量 243 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和5年2月3日（金）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年2月16日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和5年1月18日（水）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年1月24日（火）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和5年2月17日（金）午前9時から令和5年2月27日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年2月28日（火）午後2時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただ

し、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 5 年 2 月 3 日（金）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号） 330-9301

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Ultra-high Basicity Polyaluminium Chloride, 2 water filtration plants,
total of 432 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Showa Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 3, 2023

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 27, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県選管告示第七十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一日時 令和四年十二月二十六日 午前十時

二場所 選挙管理委員会室

三 議題

- ア 埼玉県議会議員一般選挙について
- イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について
- ウ その他